

公益財団法人 助成財団センター 企 画 委 員 会 規 程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」という。）定款第53条第1項第1号の規定に基づき設置される企画委員会（以下「企画委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任 務）

第2条 企画委員会は、社会情勢の変化等を踏まえ、当センターの事業の企画及びその推進のあり方等、当センターが提供すべき社会的価値並びに会員等に提供するサービスに関する事項について協議し、理事長に助言することを任務とする。

2 企画委員会は、前項に掲げる事項について行った討議の結果を記録した議事録を作成し、必要に応じて理事会に報告するものとする。

（委 員）

第3条 企画委員会の委員は、次に掲げる者とする。

（1）専務理事

（2）理事長が会員団体役職員及び学識経験者等の中から選任し、理事会の承認を得た上で委嘱する者

2 前項第2号の委員は、10名以内とする。

3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、任期中に会員団体等の職を退いた場合は委員も退任する。その後任者の任期は前任者の任期の満了時までとする。

（委員長）

第4条 企画委員会には委員長1名を置くこととし、委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会 議）

第5条 企画委員会の会議は原則として1年に2回以上開催するが、必要に応じ委員長が随時招集することができる。

2 委員長は、必要に応じて個別に各委員の意見を求めることができる。

3 委員長は、企画委員会の討議に資すると認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、説明、意見の聴取その他の必要な協力を求めることができる。

（議事録）

第6条 企画委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 委員長は、前項の議事録を理事会に報告するものとする。

（事務局）

第7条 企画委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当センターの職員若干名をもって構成する。

3 事務局の職員は、企画委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成、議事録の作成などの事務を行う。

（その他理事会が必要と認めた委員会）

第8条 定款第53条第1項第2号に規定する委員会が設置される場合、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別にその委員会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

（報 酬）

第9条 委員の報酬は、出席1回につき理事長が定める額とする。ただし、委員に支給する報酬の総額は、毎年50万円を超えないものとする。

（改 廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2. この規程は、2009年11月5日から施行する。

3. 初年度の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4. この規程は、2010年3月16日から施行する。

5. この規程は、2026年6月29日付理事会の議決により改正し、同日から施行する。

6. この改正により、規程名を「委員会規程」から「企画委員会規程」に改める。